

法務局から地図作成事業についてのお知らせ

長野地方法務局では、長野市大字中御所、中御所町四丁目、中御所一丁目地区（下図の赤線で囲んだ地区）におきまして、不動産登記法第14条第1項に定める精密な地図を作成することとなりました。

つきましては、当該作業の目的及び概要を下記のとおりお知らせしますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

作業期間等

作業期間：令和7年12月から令和9年3月末まで

計画機関：長野地方法務局

作業機関：公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

地図を作成する理由

不動産登記法は、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的として定められ、同法第14条1項において、土地の位置・区画を明確にするために登記所（法務局）に精度の高い地図を備え付けることとされています。

しかしながら、法務局に備え付けられているこの地区の地図（公図）は、明治時代に課税のために作成されたものを基礎としており、一筆一筆の土地の大まかな位置関係や形状を確認することは可能ですが、正確な筆界を明確にすることは困難な状況です。

現在、法務局にはこのような公図しか備え付けられていない地区が多くあり、道路・下水道などのインフラ整備や都市開発に時間が掛かったり、災害発生時など現地の筆界が分からなくなったりした場合に、迅速な復旧ができないなどのおそれがあります。

これらの問題を解決するため、法務省では、全国の法務局において地図作成事業を実施し、一筆ごとの筆界を確認したうえで、精度の高い測量を実施し、正しい位置及び区画を表した地図を作成しています。

地図作成の効果

- ・筆界が確認され、国家基準点に基づく測量により作成された地図によって、土地の位置・区画が正確に表示されるとともに、地目や地積の登記内容が現況と異なる場合は、修正する登記を職権で行います。（ただし、筆界が確認できなかった土地は区画が明らかでないため筆界未定地となり、登記記録の修正もできません。）
- ・何らかの原因で筆界が分からなくなったりした場合でも、各筆界点が公共座標値を有しますので、復元測量により確認することができます。
- ・令和5年度から、確認した筆界点を保全するための予算措置がされ、境界標のない筆界点に対して、所有者の同意を得て、法務局負担で金属鉢や金属プレート等を設置します。これにより、現地において筆界を視覚的に明らかにすることができ、土地を巡る紛争予防や土地管理の負担軽減につながります。

【地図作成区域】



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 253

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

その他

今回の地図作成事業に関する測量及び職権登記は所有者の費用負担はありませんが、筆界確認に立ち会っていただく際や縦覧にお越しいただいた場合の交通費や謝金の支給はありませんのでご承知ください。

【問合せ・連絡先】

〒380-0846

長野市大字長野旭町1108番地
長野地方法務局

不動産登記部門 地図整備室

TEL 026-235-6642

（平日：午前9時から午後5時）

地図ができるまで

1 所有者への説明

- ◎ 作業に関する説明資料等を送付させていただきますので、ご不明な点等につきましては、チラシ下部の「お問い合わせ・連絡先」まで、ご連絡をくださいますようお願いいたします。

基準点標識（筆界点ではありません）



2 基準点設置（令和7年12月～令和8年1月頃）

- ◎ 地図の作成に当たって骨組みとなる大切な作業です。
◎ 実施区域内外に設置されている公共基準点を基に、後に行う現況測量や一筆地測量のよりどころとなる基準点を設置します。

3 現地事前調査・現況測量（令和7年12月～令和8年3月頃）

- ◎ 一筆地の地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。
◎ 地積測量図等の資料に基づき筆界点（境界点）の位置を検討します。

* 筆界点（境界点）としての確定は、一筆地立会調査以降となります。

作業員の服装



管理用標識（サンプル）



4 一筆地立会調査（令和8年7月～9月頃）

- ◎ 一筆地ごとの土地所有者等にお立会いいただき、一筆地ごとにその筆界点（境界点）や地番・地目を調査します。
◎ 立会調査において境界等が確認できた場合には、土地所有者等に立会日当日に作業員が持参する「土地調査書」への署名をお願いします。
* 立会日の2週間前までに、土地所有者の皆様にご案内通知を送付いたします。
* 一筆地立会調査は、この地図作成事業の中で最も重要なことですので、立会い及び筆界点（境界点）確認にご協力くださいますよう、お願いいたします。

5 一筆地測量（令和8年8月～10月頃）

- ◎ 一筆地立会調査で確認された筆界点（境界点）の測量を行います。

6 縦覧（令和8年12月頃）

- ◎ 作業の結果に基づいて作成した、皆様の土地の区画や登記記録に記載される予定の内容（面積等）を記載した書類を、縦覧案内とともに縦覧期間開始の2週間前までに送付いたしますので、内容についてご確認いただきます。
ご自身の土地に関する記載の内容について、異議がある場合は、縦覧期間内に異議の申し出をすることができます。異議の申し出を行う場合は、お手数でも縦覧会場（後日、縦覧案内でお知らせいたします）までお越しください。

7 登記（令和9年2月～3月頃）

- ◎ 作業の結果に基づき、登記官が職権で、新しい地図及び各土地の地積測量図を備え付け、登記記録の書き換えを行います。

ご協力ををお願いいたします。